

平成18年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年12月5日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員  
 1 番 三和 郁子                      2 番 矢野 隆行  
 3 番 梶山 幾世                      4 番 内田 聡史  
 5 番 奥村 治男                      6 番 藤村 洋二  
 7 番 西本 俊吉                      8 番 本田 章紘  
 9 番 鈴木 市朗                      10 番 田中 良隆  
 11 番 藤下 茂昭                    12 番 中島 一雄  
 13 番 田中 孝嗣                    14 番 中田 幸子  
 15 番 小島 進                        16 番 川口 東洋  
 17 番 野並 享子                    18 番 小菅 六雄  
 19 番 原田 薫                        20 番 田中榮太郎  
 21 番 林 克                           22 番 荒川 泰宏  
 23 番 河野 司                        24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長次	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市民健康福祉部 総括マネージャー	三上 秀子	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

広報秘書課長 富田 久和

総務課長 中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

#### 出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹

事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男

書記 荒川 貴之

#### 議事日程

第1 諸般の報告について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 会期の決定について

第4 議第107号から議第123号まで一括上程

(野洲市なかよし交流館条例他16件)

#### 市長提出議案

議第107号 野洲市なかよし交流館条例

議第108号 野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

議第109号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例

議第110号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議第111号 平成18年度野洲市一般会計補正予算(第3号)

議第112号 平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第113号 平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第114号 平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第115号 平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)

議第116号 平成18年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)

議第117号 工事請負契約の締結について

((仮称)野洲市学校給食センター新築工事((厨房設備工事))

議第118号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

(野洲市なかよし交流館)

議第 1 1 9 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
(コミュニティセンターひょうず)

議第 1 2 0 号 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の制定につき協議することについて

議第 1 2 1 号 守山野洲行政事務組合規約の変更について

議第 1 2 2 号 湖南広域行政組合規約の変更について

議第 1 2 3 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

#### 議事の経過

(開会)

議長(田中榮太郎君) (午前 9 時 0 0 分) ただいまの出席議員は 2 4 名であります。定足数に達しておりますので、平成 1 8 年第 8 回野洲市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

(日程第 1)

議長(田中榮太郎君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 4 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は配付しております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第 1 0 0 条第 1 2 項及び会議規則第 1 2 1 条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたのでご報告申し上げます。

なお、派遣の詳細は、配付いたしました文書のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第 2)

議長(田中榮太郎君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 1 4 番、中田幸子君、第 1 5 番、小島 進君を指名いたします。

(日程第 3)

議長(田中榮太郎君) 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 1 2 月 2 2 日までの 1 8 日間にいたしたいと思っております。こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中榮太郎君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第4)

議長(田中榮太郎君) 日程第4、議第107号から議第123号まで、野洲市なかよし交流館条例他16件を一括議題といたします。事務局に議件を朗読させます。

事務局長(山中重樹君) おはようございます。それでは議件を朗読させていただきます。

議第107号野洲市なかよし交流館条例、議第108号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議第109号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第110号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第111号平成18年度野洲市一般会計補正予算(第3号)、議第112号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第113号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第114号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第115号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)、議第116号平成18年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、議第117号工事請負契約の変更について((仮称)野洲市学校給食センター新築工事(厨房設備工事))、議第118号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市なかよし交流館)、議第119号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターひょうず)、議第120号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の制定につき協議することについて、議第121号守山野洲行政事務組合格約の変更について、議第122号湖南広域行政組合格約の変更について、議第123号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて。

以上でございます。

議長(田中榮太郎君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。本日、ここに平成18年第8回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、議決案件といたしまして、条例の制定1議案、条例の一部改正3議案、平成18年度補正予算6議案、工事請負契約の変更1議案、その他6議案の合計17議案につきましてご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議第107号から説明を申し上げます。野洲市なかよし交流館条例につきましてご説明を申し上げます。

発達障害者をはじめとする障害を有する方々が気軽に利用していただくことができ、心が安らぐ場所を確保するための施設として、現在障害者スポーツ施設を建設中であります。

本施設は、今年度末に竣工予定であり、平成19年4月1日に開館することから、新たに設置条例を制定しようとするものであります。名称につきましては、利用いただく方々それぞれが仲よく交流を深めていただける施設となるよう願いを込めて「なかよし交流館」とするものであります。

なお、本条例につきましては、平成19年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第108号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

現在進めておりますコミュニティセンターひょうず新築工事が平成19年2月竣工予定であり、平成19年3月1日に施設を開所することから、その施設位置を変更しようとするものであります。

なお、本条例につきましては、平成19年3月1日から施行するものであります。

次に、議第109号野洲市使用料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、平成19年4月1日に開館するなかよし交流館の施設使用料を規定するものであります。また、平成19年3月1日に開所するコミュニティセンターひょうずの使用料を既設のコミュニティセンター施設6館と同額に定めるものであります。

なお、本条例につきましては平成19年4月1日から施行し、別表21の改正規定は平成19年3月1日から施行するものであります。

次に、議第110号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、国において非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮して機動的な対応を可能とするために、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定めるものであります。

なお、本条例につきましては、交付の日から施行し、平成18年4月1日から適用するものでございます。

次に、議第111号から議第116号までの平成18年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。別冊の平成18年度野洲市補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

まず1ページをお願いします。

議第111号平成18年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,731万6,000円を追加し、196億6,679万9,000円とするものであります。

10ページの第2表をご覧いただきたいと思っております。債務負担行為の補正をご覧下さい。

国営総合農地防災事業野洲川沿岸地区の市負担金として、8,553万5,000円の債務負担行為を起こすものであります。

次に、地方債の変更につきましては、同じ10ページの「第3表 地方債補正」をご覧下さい。

市債の限度額を変更し、事業への充当を更正するものであり、事業費の確定等により充当額を精査し、またより適債事業への充当となるよう見直すものであります。

次に、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

まずは人件費関係でございますが、すべての科目を通じまして人件費、人事異動等により職員給与、手当等の精査を行いましたものでございまして、その都度の説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

まず30ページをご覧下さい。

総務費については、財産管理費の基金積立費で5,060万2,000円の追加であり、これにより9月補正分の3億円と合わせ、前年度剰余金の3分の2以上を財政調整基金に

積み立てることになります。

次に、自治振興費では、30万8,000円の追加であり、自治会への各種補助金の追加や精査による減額と財団法人自治総合センターが実施するコミュニティー助成事業の追加採択により補助金や上屋自治会の村中財産が売却されたことによる補助金を増額するものであります。

次に40ページ、税務総務費では595万6,000円の追加であり、法人市民税の申告等によります過年度課税分の還付金1,000万円を追加するものであります。

次に、民生費、障害者福祉費で406万6,000円の追加であります。主な内容は障害者自立支援事業費で、障害認定訪問調査を正規職員が実態調査したことによりまして、臨時職員さんの賃金266万3,000円、調査委託料111万円をそれぞれ減額するものであります。

また、本年4月より障害者自立支援法の施行により、通所施設に入る報酬制度が改正されたため、その収入減を一部助成し、施設が円滑に運営できるよう支援するため、補助金として165万8,000円を追加するものであります。

また、身体障害者保護事業費では、補装具の交付対象者の増加により527万4,000円を追加するものでございます。

次に50ページ、福祉保健施設費では、682万2,000円の追加であり、平成19年度より野洲健康福祉センターの3階のロビーにおいて子育て支援センターを開所するため、空調その他の改修工事費として555万5,000円を追加するものであります。

次に、54ページをご覧ください。

老人保健事業費で368万2,000円の追加であり、後期高齢者医療広域連合負担金では、後期高齢者医療制度実施に備え、県下全市町が加入します後期高齢者広域連合が平成19年2月に設立されることから、その運営に要する共通経費73万3,000円を追加するものであります。

次に児童福祉総務費で1,096万円の追加であり、主な内容は学童保育所運営費で入所児童の増加等によります指定管理料1,263万7,000円を追加するものであります。

次に、公立保育所費では、公立保育所運営費で655万2,000円の追加であり、野洲第1保育園に隣接する市有地内の家屋を解体すると共に、敷地の整備を行い、保育園の庭園、食育のための畑等に利用しようとするものであります。

次に、民間保育所費では、入所児童数の増加により1,054万4,000円を追加するものであります。

次に、62ページ、扶助費では、生活保護に係る医療扶助費等の増加により1,230万7,000円を追加するものであります。

次に、72ページをご覧ください。

農林水産業費につきましては、農業振興費では、担い手育成対策事業費で、南櫻農業生産組合が集落営農育成・確保緊急整備支援事業においてコンバインを購入されるため490万円を追加するものであります。

商工費につきましては、76ページでございますが、商工振興費で6,111万円の追加であり、主な内容は工業振興助成金の助成措置決定に伴う補助金5,565万円と工業団地等整備事業特別会計が歳入不足になることから、貸付金960万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、78ページをご覧ください。

土木費につきましては、道路新設改良費で1,157万5,000円の追加であり、主な内容は赤根田出口線の用地買収が完了したことにより、測量実施設計委託料で210万7,000円を減額し、工事請負費では事業費の追加交付があったため1,043万6,000円の追加と市道市三宅小南線改良工事で250万円を合わせて、1,293万6,000円を追加するものであります。

次に、86ページであります。下水道事業費の下水道事業特別会計繰出金では、地方財政措置の見直しにより、従来の元利償還金に対する財政措置と見直し後の財政措置との差額が下水道事業債として新たに起債対象になったことから、繰出金7,951万2,000円を減額するものであります。

次に、100ページをご覧ください。

教育費につきましては、文化財保護費で大岩山古墳群環境整備事業費で、冨波古墳の事業計画の変更等により962万6,000円を減額するものであります。

次に、104ページでございますが、保健体育総務費の保健体育推進事業費では、先般の県大会で優勝いたしました野洲高等学校の全国高校サッカー選手権大会参加費用への補助50万円を追加するものでございます。

次に、体育施設費で842万1,000円追加であり、主な内容は総合体育館の自動ドア及び火災報知機の修繕料150万1,000円と障害者スポーツ施設の進入路及び総合



体育館第2駐車場の確保を図るための工事請負費690万円を追加するものであります。

以上が一般会計に係る歳出の主な内容でございます。これに見合う歳入といたしましては、ページは戻りますが、14ページでございます。

分担金及び負担金では654万4,000円を追加するもので、私立保育園保育料でございます。

国庫支出金では896万9,000円を追加するものであり、身体障害者補装具給付費負担金や生活保護費負担金等であります。

県支出金では725万8,000円の追加であり、保険基盤安定負担金や農業費県補助金等の増減によるものであります。

また、繰入金では7,900万円の減額であり、市債により財源を更正し、次年度以降に備えた基金積立額を確保するために、公共施設等整備基金繰入金からの繰入金を減額するものであります。

次に、繰越金では、前年度決算剰余金から7,504万4,000円を繰り入れるものであります。

諸収入では4,194万5,000円の減額であり、主に工業団地等整備事業特別会計への貸付金の元利収入の減額によるものであります。

市債では3,910万円の追加であり、主な内容につきましては、障害者スポーツ施設整備費用を合併特例債に組みかえたことなどによるものであります。

以上、平成18年度野洲市一般会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。

続きまして、議第112号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書111ページをご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,062万8,000円を減額し、37億1,887万1,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

124ページでございますが、総務費、一般管理費において、職員の人事異動等による職員給与費等で1,277万7,000円を減額し、126ページでございますが、諸支出金につきましては、過年度に遡及する保険資格喪失手続等に係る一般被保険者への保険税還付金が例年以上に多く、不足する見込みとなったことから、一般被保険者保険税還付金で150万円を追加し、対応するものであります。

これに見合う歳入といたしましては、118ページをご覧ください。

繰入金で職員給与費の減額に係る歳出の調整等により、一般会計繰入金を1,089万7,000円減額するものであります。

続きまして、議第113号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書133ページをご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,598万1,000円を減額し、24億866万1,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。150ページをご覧ください。

保険給付費では、本年度は第3期介護保険事業計画期間の初年度として、あわせて制度改正による影響分を見込んだ当初予算と半年間の実績に基づく決算見込み額との過不足額について、各事業費での精査をするものであります。

156ページをご覧ください。

地域支援事業費では、国の補助対象基準との整合を図るために、予算を振り替える必要があることから、介護予防特定高齢者施策事業で278万5,000円を減額し、任意事業費で281万7,000円を増額するものであります。

基金積立金では、保険給付費及び地域支援事業費の減額による保険料負担相当分329万円を積み立てるものでございます。

以上が歳出であり、これに見合う歳入といたしましては、140ページでございますが、国庫支出金では229万円を、支払基金交付金では618万円、県支出金では272万5,000円などをそれぞれ減額し、対応するものであります。

続きまして、議第114号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。165ページでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、21億2,890万3,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について説明を申し上げます。

180ページでございますが、総務費、一般管理費では、職員の人件費の精査による減額と消費税確定による中間納付分増額を合わせて186万7,000円を追加するものであります。

次に公債費、元金では、公共下水道事業債の追加による財源更正をするものであります。

これに見合う歳入といたしましては、174ページでございますが、繰入金で7,918万3,000円を減額し、市債で7,930万円を追加し、対応するものであります。

続きまして、議第115号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。191ページをご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,407万8,000円を減額し、29億6,253万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

204ページでございますが、公債費、元金ではイオン株式会社の建設工事の遅れにより一般会計借入分の返済期間の繰り延べをすることにより、4,610万円を減額するものであります。

利子では、1,794万4,000円の減額であり、平成17年度借りかえ債の利子の確定による不用額等であります。

これに見合う歳入といたしましては、198ページでございますが、財産収入では貸付契約予定時期の変更に伴いまして、土地買付収入7,454万7,000円を減額するものであります。

借入金では、財産収入の減額に伴い不足する事業費960万円を一般会計から借り入れをするものであります。

最後に、207ページでございますが、議第116号平成18年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動等によりまして人件費に変更が生じたので補正を行うものであります。

第2条では、予算第3条に定められた収益的支出について、水道事業費用の予定額を307万2,000円減額し、水道事業費用合計を8億8,379万7,000円とするものであります。

次に、第3条では、予算第4条に定められた資本的支出について、219万7,000円を減額し、資本的支出合計の3億7,736万5,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,485万3,000円につきましては、当年度、過年度分留保資金等で補てんをするものでございます。

議第117号工事請負契約について、ご説明を申し上げます。

本案は、本年6月28日に議会の議決をいただきました(仮称)野洲市学校給食センタ

一新築工事に伴う厨房施設工事について、工事内容等について所要の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

工事の内容変更理由につきましては、当初できる限り使用に耐える厨房機器については、平成19年度予算で中主学校給食センター及び野洲学校給食センターから移設をして資源の有効活用と市財政の負担軽減を図ろうと計画をいたしておりました。しかし、本年6月1日、茨城県で発生した蒸気がまの爆発死亡事故により、蒸気圧力がまの移設に関する国の指導が強化されましたことによりまして、当初予定いたしておりました19年度の夏休み中に点検修理並びに監督官庁の検査を経て移設することができず、2学期からの給食開始ができないことがわかりました。そのため、蒸気がまだけでなく、19年度予算で計画しておりました移設に、厨房施設工事全体を見直すことといたしました。見直しをいたしました結果、工事請負金額は新設の方が移設より多額の費用を要しますが、新規の厨房施設による整備事業については、合併特例債が事業費の95%を充当でき、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。このため、移設対象厨房機器等をすべて新品で調達するための追加変更を行い、あわせて合併特例債の充当により、市財政の負担軽減を図ろうとするものであります。

この追加変更によりまして、7,626万1,500円を増額し、変更後の請負額を4億9,804万6,500円と定め、工事請負変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議第118号指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明を申し上げます。

野洲市なかよし交流館建設工事が今年度末に竣工予定であり、平成19年4月1日に施設を開所することから、野洲市なかよし交流館の指定管理者を野洲ハンディキャップスポーツクラブワイワイ21に指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、平成19年4月1日から平成23年3月31日までとするものであります。

次に、議第119号指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明を申し上げます。

コミュニティセンターひょうずの新築工事が平成19年2月竣工予定であり、平成19

年3月1日に施設を開所することから、コミュニティセンターひょうずの指定管理者を、兵主学区自治連合会に指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、平成19年3月1日から平成22年3月31日までとしようとするものであります。

次に、議第120号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の制定につき協議することについて、ご説明を申し上げます。

医療制度を将来にわたり持続的かつ安定した運営が行えるよう、先の164回通常国会において、健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、現在の老人保健医療制度にかわる新たな高齢者医療制度として、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日より実施されますが、その運営主体として県内の全市町が加入する広域連合を設立することが同法において義務付けられております。

本議案は、この広域連合設立について規約を定める必要があることから、県内の全市町と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、この規約につきましては、平成19年2月1日から施行され、第14条中会計管理者を置くことに関する部分は、平成19年4月1日から施行されるものであります。

次に、議第121号守山野洲行政事務組合理規約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の規約変更につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されるにあたり、守山野洲行政事務組合理規約を改正するため、関係市が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この規約は平成19年4月1日から施行されるものであります。

次に、議第122号湖南広域行政組合理規約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の規約変更につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行するにあたり、湖南広域行政組合理規約を改正するために、関係市が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この規約は平成19年4月1日から施行されるものであります。

次に、最後までございますが、議第123号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求め

ることについて、ご説明を申し上げます。

現在の人権擁護委員 8 名のうち、林淺右衛門氏並びに川端誠三氏のお二人は、平成 19 年 3 月 31 日をもって 3 年間の任期が満了するため、林淺右衛門氏の後任として川端安德氏、川端誠三氏の後任として垣内宏之氏を推薦しようとするものであります。

後任の川端安德氏につきましては、昭和 21 年生まれで株式会社京都新聞社に 40 年勤務された方であります。

同じく後任の垣内宏之氏にありましては、昭和 20 年生まれで御上神社代表役員宮司として職務に精励されております。

以上、お二人とも温厚篤実な方で、人権擁護委員として適任と考え推進いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上が提案理由でございます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長（田中榮太郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明 12 月 6 日から 12 月 11 日の 6 日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中榮太郎君） ご異議なしと認めます。よって、明 12 月 6 日から 12 月 11 日の 6 日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 12 月 12 日は、午前 9 時から本会議を再開します。

本日はこれにて散会いたします。（午前 9 時 39 分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年12月5日

野洲市議会議長            田 中 榮太郎

署 名 議 員            中 田 幸 子

署 名 議 員            小 島      進